

新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第21回 平成21年 7月 6日開催 午後7時から午後9時 議会大会議室

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 牛山氏

検討連絡会議委員 なし

事務局等 寺尾、徳永、武藤、岸川、林、山岸、三浦

傍聴者 0名

配布資料

- ・第20回運営会次第
- ・第21回ワークショップの進め方
- ・盛り込みたい事項【各班記入シート】:2.区民(区民)の権利と責務
- ・盛り込むべき事項と留意すべき事柄:1.条例の基本的考え方
- ・第15回検討連絡会議資料一式
- ・第20回区民検討会議開催概要

1 運営会からの報告

今後の検討の進め方について、以下の手順で行うことが報告された。【報告】

- ・ 第21回及び第22回区民検討会議では、『住民(区民)の権利と責務』を検討テーマとしてワークショップ形式で検討を行い、各班の検討結果を取りまとめる。
- ・ 各班から出された意見を運営会で整理し、運営会案を作成する。
- ・ 運営会案をもとに、区民検討会議で全体討議を行う。

2 『住民(区民)の権利と責務』について(ワークショップ)

ファシリテーターから、ワークショップの進め方について説明があった。

詳細は別紙のとおり。

『住民(区民)の権利と責務』について、以下の手順でワークショップを行った。

- ・ 『住民(区民)の権利と責務』について、盛り込みたい事項をポストイットに記入する個人ワークを行った。
- ・ 個人ワークで出された各班員の意見について、類似の意見を整理しながらグルーピングを行い、見出しをつけるグループワークを行った。

3 牛山教授コメント

ワークショップに関して、牛山教授からコメントをいただいた。

詳細は別紙のとおり。

4 第15回検討連絡会議(6月25日開催)の報告

「条例の基本的考え方(総則)」に盛り込むべき事項について、前回の検討連絡会議での説明からの追加や修正点などを中心に、区民・議会・行政の三者がそれぞれ説明した。議会と行政からの説明の概要は以下のとおり。【報告】

議会

- ・ 条例全般のイメージについて議論を行い、「この条例には基本的な理念を盛り込み、具体的な条項については関連条例でフォローする」という意見にまとまった。
- ・ 用語の定義については、今後さらに議論を行う。

行政

- ・ 基本理念(1)自治のめざすものについて、「区民の福祉が実現される」から「住民の福祉が実現される」に修正した。
- ・ 区民や住民の使い方に関しては、都市計画法上の関連権利者を含めるか等について、引き続き、検討するとのことであった。なお、辻山座長から、「寄付による住民」をどう考えるのかという指摘があった。

三者からの説明を踏まえ、「条例の基本的考え方(総則)」について、以下のとおり質疑応答・意見交換を行った。【報告】

条例のイメージについて

- ・ 議会側から、今後の議論のために、条例全般のイメージについての三者の共有が必要ではないか、という意見が出された。
- ・ 条例全般のイメージについて意見交換がなされ、住民投票などの個別項目を検討する際には、条例の仕上がりを意識しながら検討を行うこととなった。

目的・理念の項目立てについて

- ・ 目的・理念の位置関係(並び順)について意見交換を行った。座長は、それは、条文の作り方の問題であるとし、理念を条文で定めて、「 条に定める理念を実現するために」という形で目的を定める方法や、理念を前文で謳う方法など、いろいろな項目立ての方法が考えられる、とした。

最高規範性を担保するしくみについて

- ・ 議会側から区民検討会議案に関して、改正手続きのハードルを上げるかについては、この条例の定着度合によるところが大きく、この条例が定着していない段階で改正のハードルを上げては実態とずれるのではないか、という意見があった。

辻山座長から、三者それぞれの案に対して指摘があった。すぐに回答は要らないとのことだった。

区民検討会議案に対する指摘は以下のとおり。【報告】

- ・ 基本理念1「新宿区は地方自治の本旨に基づく基礎的自治体であり、確立した自治権をもち、住民自治を基本として構成される」に関して、住民主権でなく住民自治としたのはなぜか、区民自治とせずに住民自治としたのはなぜか。
- ・ 基本理念3「区民が自治の担い手として地域の課題を解決する」に関して、地域の課題を解決するというのは、区民に対して重い内容ではないか。

今後の検討連絡会議の進め方について、次回会議では『住民(区民)の権利と責務』について検討することとなった。それ以降については未定である。【報告】

既に第17回検討連絡会議の日程まで決まっている。それ以降の、第18回検討連絡会議を9月24日に、第19回検討連絡会議を10月27日に開催することとなった。【報告】

以上

第21回 委員出席簿 凡例： 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	21回 会議
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	
5	富井 敏弘	トミイ トシヒロ	
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ	
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル	
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	
10	城 克	ジョウ マサル	
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	×
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	×
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ	
16	山下 馨	ヤマシタ カオル	
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	×
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ	
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ	
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	×
21	喜治 賢次	キジ ケンジ	
22	犬竹 紀弘	イヌタケ トシヒロ	
23	河村 寛二	カワムラ カンジ	×
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	
25	田中 尚典	タナカ ナオリ	
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	
27	井上 愛美	イノウエ アイミ	
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×
29	今井 茂子	イマイ シゲコ	
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	×
参加者			24

ワークショップの進め方説明

ファシリテーター 資料2と3を出して下さい。今回は、次回の説明も合わせて書いています。資料3は本日使用します。拡大したものは、各班に置いてあります。

資料2をご覧ください。本日の目的は、今回と次回(第22回区民検討会議)の2回ワークショップを行います。今回と次回(第22回区民検討会議)で『2.住民(区民)の権利と責務』の盛り込みたい事項について班としての案をまとめます。その後、第23回区民検討会議を全体討議で行い、全体で合意形成をしていきたいと思えます。今日の目標は、各班の中で、個人それぞれの意見を出し合い、そこで出された意見をグルーピングし、資料3の例を参考に見出しをつけることです。資料3をご覧ください。網掛けの部分では、見だし、-1 主語(主体)、盛り込みたい内容です。ホワイトボードを見て下さい。1枚のポストイットの上半分に-1 主語(主体)を書き、例のように「区民は」という風に「は」と書いて下さい。下半分は、盛り込みたい内容を書き、例のように「の権利を有する」という風に書いて下さい。これらを、個人で書いた後、各班で各人の書いたものを出し合い、グルーピングして下さい。そして、例のように「区民の権利」という風に見だしを書いて下さい。時間が余った班は、次回の作業に移って構いません。

今回は、班のメンバーから出された意見を各班の中で合意形成し、各班1枚あるA3の用紙に班の意見として盛り込みたい事項を記入します。

ワークショップの進行方法(第21回と第22回)は、盛り込みたい事項【各班記入シート】を使って、班ごとに整理します。今回使用するものは、ポストイットです。各班にある模造紙は、ポストイットを整理する際に、使用して下さい。A4サイズの「盛り込みたい事項【各班記入シート】」は、『2.住民(区民)の権利と責務』の班での検討の結果を記入し、各自の手持ち資料とします。今回は、それを元に話し合っても良いと思えます。資料3(A3サイズ)は、班で合意した盛り込みたい事項を記入します。前回の『条例の基本的考え方』のように、各班で出したものを、運営会で検討し、その後に全体討議という流れになります。

進め方は、

(1)書記を一人決めてください。

書記の仕事は、各班での話し合いの結果を用意してあるA3サイズの用紙に書いていくことです。書記が決まると、作業がスムーズになりますので、あらかじめ書記を決めてから作業をはじめてください。

(2)個人ワーク

個人で住民(区民)の権利、責務について盛り込みたい事項をポストイットに書きます。

ひとつの盛り込みたい事項に対して一枚のポストイットに書いてください。主体は誰なのかを意識して書いてください。主体について考えるときに、区民としたときは、資料4の『条例の基本的考え方』の「用語の定義」を参考にして下さい。定義した区民と異なる場合は、具体的に対象となる範囲についても記入してください。例えば、「区民」と書いても、「この場合は活動する団体は入らない」という場合は、「活動する団体は除く」など、注意事項として書いて

下さい。主体を住民としたときは、地方自治法上で定める「住所を有する自然人と法人」でよいのか確認して下さい。これは、ワークショップが始まってから、10分ほど経ちましたら、個人で考えて書いて下さい。

(3) グループワーク

個人で記入したポストイットを読み上げながら模造紙に貼っていきます。そのときに、「主体が誰なのか」も発表してください。

グルーピングをします。

類似の意見をまとめていきます。そのときに、「主体が誰なのか」「権利なのか、責務なのか」などについても、班で合意をし、グルーピングしながら見出しをつけて下さい。

今日の作業は、ここまでです。ここが終わりましたら、

班でまとめた案を資料3(A3サイズ)の盛り込みたい事項【各班記入シート】に記入してください。

では、書記を決めてから、始めて下さい。

牛山教授コメント

牛山教授 義務・責務・役割の書き分けが難しいとのことですね。「役割」は、役割分担というイメージですが、行政と住民における役割分担、官民役割分担について言っても、それをどうするかは難しい話です。官民役割分担という言い方では、NPO、市民活動といった活動と行政、行政と民間企業といった役割分担を書くことになるでしょう。そして、「責務」になりますと、役割を果たすためには、その責任はどこにあるのかということになるでしょう。私のイメージでは、あまり具体的ではなく、責務と書く場合は、抽象的な意味合いのものも入ってくるのではないかと思います。例えば、「地域を良くする活動をする」というのは、「責務」ではありますが具体的にその内容は明らかではないですよね。しかし、「義務」になりますと、憲法でも、例えば、納税の義務のように、かなり具体的なものになります。それは「区民がしなくてははいけないよ」「行政がやらなくてははいけないよ」といったように、行政や区民を、かなり縛るような項目になるのではないのでしょうか。「義務」と言った場合、条例上義務づけていくものが、どれくらいあるのかを考えておく必要があると思います。憲法では、納税や勤労を義務づけています。新宿区の自治基本条例の中に、みなさんがイメージできるものがあれば、条例で規定するというのもイメージできるのではないのでしょうか。例えば、「“公共サービスに協力すること”を義務ですよ」としてしまうと、そんな義務を規定するのは「違うのではないか」と思う人もいるでしょう。しかし、「責務」とするならば、責任はあるけれど、義務まではいかず、「やらないことで不利益を被らない」という留保をつけて、規定することに違和感はないでしょう。こういったことから、規定することの“強さ”が、検討のポイントになるでしょう。義務にするならば、やらなくてははいけない、やらなければ条例上問題があるということになると思います。「責務」になると、もう少し幅が出て、解釈の余地も出てきます。役割分担は、具体的にイメージできなければ抽象的に書くこともあるかと思います。条例を検討しながら、具体的に書く中身をイメージして、言葉と中身がフィットさせることが大事だと思います。